

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第二号市町村の欄中「各市町村」の下に「（さいたま市を除く。）」を加える。

別表第三十二項事務の欄5中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第三十七項第一号事務の欄及び同項第四号事務の欄中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六号並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第六号」を「並びに第六十三条第三項第五号イ及び第六号」に改め、同項第五号事務の欄中「、第六十三条第三項第七号イ及び第六十八条の六十九第三項第七号イ」を「及び第六十三条第三項第七号イ」に改める。

別表第六十項第一号市町村の欄中「各市町村」の下に「（さいたま市を除く。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、同項第二号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	さいたま市
1 法第十六条の二第二項及び第三十五条の五の規定による命令	
2 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収（1の事務に係るものに限る。）	
3 法第八十三条第三項及び第四項の規定による立入検査及び収去（1の事務に係るものに限る。）	
4 施行規則第百三十四条の規定による収去証の交付（3の事務に係るものに限る。）	

別表第八十七項事務の欄2中「第十四条の二第八項」を「第十四条の二第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三十二項及び第三

十七項の改正規定は、公布の日から施行する。